二　組合の名称　ルネッサンスシックス投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー
無限責任組合員の氏名又は名称　ルネッサンスキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年七月三日
三　組合の名称　彩の国中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー
無限責任組合員の氏名又は名称　ルネッサンスキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年七月三日

**○総務省告示第三号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、総務省又は独立行政法人情報通信研究機構から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　総務省から交付する特定補助金等
戦略的情報通信研究開発推進事業に係る委託費
電波資源拡大のための研究開発に係る委託費
消防防災科学技術研究推進制度に係る委託費
先進的ＩＣＴ国際標準化推進事業に係る委託費
デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発に係る補助金
サイバー攻撃の解析・検知に関する研究開発に係る委託費
新たな電波利用ニーズに対応する周波数有効利用技術の研究開発に係る委託費
国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発に係る委託費
ＩＣＴイノベーション創出チャレンジプログラムに係る補助金
スマートなインフラ維持管理に向けたＩＣＴ基盤の確立に係る委託費
二　独立行政法人情報通信研究機構から交付する特定補助金等
チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

**○文部科学省経済産業省告示第五号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、文部科学省又は独立行政法人科学技術振興機構から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

一　文部科学省から交付する特定補助金等
社会システム改革と研究開発の一体的推進のうち安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムに係る補助金
海洋資源利用促進技術開発プログラムのうち海洋鉱物資源広域探査システム開発に係る委託費
原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブに係る委託費
未来社会実現のためのＩＣＴ基盤技術の研究開発に係る委託費
脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクトに係る委託費
二　独立行政法人科学技術振興機構から交付する特定補助金等
研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム（旧地域イノベーション創出総合支援事業分を除く）及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

**○厚生労働省告示第二百七十九号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日　厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品各条の部乾燥弱毒生水痘ワクチンの条の次に次の一条を加える。

4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）

1　本質及び性状

本剤は、髄膜炎菌莢（きょう）膜血清型Ａ、Ｃ、Ｙ及びＷ―135からそれぞれ抽出した精製莢（きょう）膜血清型多糖体をジフテリアトキソイドと共有結合させ、これらを混合した澄明又はわずかに混濁した液剤である。

2　製法

2.1　原材料

2.1.1　製造用株

髄膜炎菌莢（きょう）膜血清型Ａ、Ｃ、Ｙ及びＷ―135のそれぞれの株並びにジフテリア菌株を用いる。

2.1.2　培地

髄膜炎菌及びジフテリア菌の培養に用いる培地には、馬肉、人体に由来する材料、ヒト血液型物質を含む可能性のあるものその他人体に高度のアレルギーを起こすおそれのあるものを使用してはならない。

2.2　原液

2.2.1　髄膜炎菌多糖体

2.2.1.1　菌の培養

莢（きょう）膜血清型別にそれぞれの髄膜炎菌の株を適当な培地を使用して培養する。培養終了後、適当な方法によって検査するとき、他の細菌の混入を認めてはならない。

2.2.1.2　不活化

培養液にフェノールを適当な濃度となるように加え、一定時間撹拌（かくはん）することによって行う。

2.2.1.3　精製

遠心分離及びろ過により不活化した菌体を除く。限外ろ過その他適当な方法により菌体残渣（さ）、核酸及びたん白質を除去し、精製多糖体とする。

2.2.1.4　多糖体解重合及び誘導化

適当な解重合剤を用いて精製多糖体を解重合化した後、適当な誘導化剤とアジピン酸ジヒドラジドを加えて、髄膜炎菌由来誘導化多糖体とする。髄膜炎菌由来誘導化多糖体について、3.1の試験を行う。

2.2.2　ジフテリアトキソイド

2.2.2.1　菌の培養

ジフテリア菌株を適当な培地を用いて培養する。培養終了後、適当な方法によりジフテリア菌の同定を行う。適当な方法によって検査するとき、他の細菌の混入を認めてはならない。

2.2.2.2　トキソイド化及び精製

トキソイド化には、ホルマリンを用いる。トキソイド化の後に精製し、精製ジフテリアトキソイドとする。精製ジフテリアトキソイドについて、3.2の試験を行う。

2.2.3　髄膜炎菌多糖体―ジフテリアトキソイド結合体

各莢（きょう）膜血清型の髄膜炎菌由来誘導化多糖体に、精製ジフテリアトキソイドを濃縮して得た液及び1―エチル―3―［3―（ジメチルアミノ）プロピル］カルボジイミド（ＥＤＡＣ）を加えて、各莢（きょう）膜血清型の髄膜炎菌多糖体―ジフテリアトキソイド結合体とし、これを精製し、原液とする。原液について、3.3の試験を行う。